

大地の窓

法的視点で読み解く中国社会

◆大地法律事務所弁護士・熊琳、章啓龍◆

第30回 「環境汚染事故について」

【ニュース概略】1月15日、広西チワン族自治区の竜江河宜州市流域で養殖魚が大量に死んでいるのが発見され、基準濃度の3倍を超えるカドミウムが検出された。下流の広東省や自治区柳州市では、飲用水への汚染が心配されていた。汚染源は非鉄金属を精錬する広西金河鋳業股フンの工業排水と見られる。柳州市では市民によるペットボトル飲料水の買い占め騒ぎなどが起きた。(「NNA」2012年1月31日)

中国では、経済成長とともに環境汚染事件の発生が増加する傾向にあります。環境汚染には、大気汚染、水質汚染、土壌汚染などがありますが、最近、報道されることが多いのが大気汚染と水質汚染の2つです。その中でも、水質汚染には、汚染源の確定が相当困難で、被害者数が多人数に上り、発生地域の環境に長期的な影響を与える可能性が高いという特徴があります。2011年に発生した中石油(CINOPEC)の送油パイプ破裂による大連海域の水質汚染事故、中海油(CNOOC)の海上油田の原油漏れによる渤海湾海域の水質汚染事故など、いずれも周辺地域に重大な影響を及ぼしました。

環境汚染に関する法律

中国では、1979年に公布した「中華人民共和国環境保護法」(89年に全面改定)を皮切りに、毎年多数の環境保護に係る法律法規が公布されています。全人代が公布した単行法だけでも、「海洋環境保護法」(82年公布)、「環境騒音汚染防止法」(96年公布)、「固形廃棄物環境汚染防止法」(95年公布、04年改訂)、「アセスメント法」(02年公布)、「水法」(02年公布)、「水質汚染防止法」(08年公布)などが挙げられます。また、「民法通則」、「権利侵害責任法」、「刑法」などの法律においても、環境汚染事故発生時の民事責任と刑事責任が規定されています。

環境汚染問題を起こした際の責任

(1) 行政責任

「水質汚染防止処理法」の第74条では、「本法の規定に違反し、水質汚染物の排出が国または地方の定める水質汚染物排出基準を超えるか、重点水質汚染物排出総量規制指標を超える場合には、県級以上の人民政府の環境保護主管部門が、その権限に基づき、是正期間を設けて整備・処理するよう命じ、納付すべき汚染

物排出費の金額の2倍以上5倍以下の罰金を科す」と規定されています。中国では、各企業は認められた廃棄物の排出基準値に対して、汚染物排出費を納めており、その範囲内の排出量であれば、基本的に行政責任を免除されます。

(2) 民事責任

「権利侵害責任法」の第65条から第68条までは、環境汚染の民事責任について次のように規定しています。「環境の汚染により損害をもたらした場合には、汚染者は、権利侵害責任を負わなければならない」

つまり、民事賠償の面では、上述した「汚染物排出基準値」を超過しているかどうかとは関係なく、権利侵害行為さえあれば、賠償を含む民事責任を負わなければならないとされています。

(3) 刑事責任

11年に改定された刑法では、「国の規定に違反し、放射性を有する廃棄物、伝染病病原体を含む廃棄物、有毒物質その他の有害物質を排出し、投棄するか処分し、環境を著しく汚染した者は、3年以下の有期懲役または拘役に処し、罰金を併科するか、単科する。結果が特別に重大である場合には、3年以上7年以下の実刑に処し、罰金を併科する」と規定しています。環境問題の発生による刑事責任の追及には、従来「危険廃棄物を排出する」、「重大な環境汚染事故を構成する」という2つの要件が設けられ、別途行政法規や司法解釈によって、「危険廃棄物」と「重大環境汚染事故」の定義と判断基準が設けられていました。一方、11年に刑法に対する改定が行われた際に、上述した2つの要件は両方とも取り消され、「環境を著しく汚染した」という若干曖昧的な表現に変更されました。これによって、司法機関の裁量権が拡大され、企業運営者のリスクもそれなりに増大していると言えます。

<筆者紹介>

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所(北京):北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京):(8610) 6530-7711

HP: <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail: xionglin@aaalawfirm.com